

平成18年 4月 1日 国立教育政策研究所長決定
平成24年 3月30日 一 部 改 正
平成26年 3月 日 一 部 改 正

1 趣 旨

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校（以下「学校」という。）における教育課程及び指導方法等について調査研究を行い、もって学校における学習指導の改善充実及び教育課程の基準の改善に資する。

2 研究指定校事業の委嘱

- (1) 都道府県・指定都市教育委員会，都道府県知事又は附属学校を置く国立大学法人学長は，都道府県・指定都市教育委員会にあっては域内又は所管の学校，都道府県知事にあっては所轄の学校，附属学校を置く国立大学法人学長にあっては所管の学校のうち，教育課程研究指定校（以下「研究指定校」という。）による研究の希望がある場合には，適切な学校を選定し，別途定める調書を国立教育政策研究所（以下「研究所」という。）に提出するものとする。
- (2) 研究所は，上記（1）により提出のあった内容を審査し，本事業の委嘱が適当と認めた場合，別途定める実施計画書の提出を求める。
- (3) 研究所は，上記（2）により提出のあった実施計画書が適切であると認めた場合，公立学校にあっては当該都道府県・指定都市教育委員会，私立学校にあっては当該学校の設置者，国立大学附属学校にあっては当該国立大学法人学長（以下「都道府県教育委員会等」という。）に調査研究を委嘱する。

3 研究期間

研究期間は，1年間又は2年間とする。ただし長期的に取り組む必要がある研究課題については別途定める。

4 研究指定校数

毎年の予算の状況に応じて決定する。

5 研究主題

研究指定校は，研究所が別に設定する研究主題に関し，研究を行うものとする。

6 研究指定校の運営等

- (1) 委嘱を受けた都道府県教育委員会等は，研究所と密接な連絡をとり，その援助と助言を受けて調査研究を行うものとする。
- (2) 研究所は，研究の円滑な実施に資するため，連絡協議会及び研究協議会を開催する。なお，研究協議会は成果の普及のために公開とすることができる。

7 報告書等の提出

- (1) 研究指定校は，校内の研究体制を整備し，計画的，継続的に研究を進めるために，各年度の初めに実施計画書を，各年度の終わりに研究成果報告書を都道府県教育委員会等に提出するものとする。報告書等の様式は別途定めるものとする。

なお、研究成果報告書の作成に当たっては、具体的な実践事例（指導の展開、年間指導計画や教材の工夫など）を盛り込むとともに、調査研究による児童生徒の変容（意識、態度、学力など）、教職員や保護者等の意識の変容の把握などについて、学力調査やアンケート結果等の定量的なデータを比較するなど、取組の実際やその成果が分かりやすくなるよう工夫する。

- (2) 委嘱を受けた都道府県教育委員会等は、研究指定校の実施計画書及び研究成果報告書を取りまとめ、都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人学長においては直接、私立学校の設置者においては当該都道府県知事を経由して、研究所に提出するものとする。

なお、研究成果報告書は、複数年間指定の課題については、各年次の終了時に中間報告書を、研究の終了時に最終の報告書を提出するものとする。また、1年間指定の課題については、研究の終了時に最終の報告書を提出するものとする。これらの様式、その他必要な事項については、研究所から別途連絡するものとする。

- (3) 研究成果報告書以外の提出物等については、研究所から別途連絡するものとする。

8 成果の普及

- (1) 研究成果報告書については、本事業の研究成果を普及するため、研究所においてその集録を編集し、一部又は全部を修正・翻案し、文部科学省刊行物をはじめとした書籍、インターネット及びその他の媒体により公表するほか、国立国会図書館が一般に提供することを許諾することができるものとする。
- (2) 研究指定校においては、地域や学校の実態に応じて、成果発表会、公開授業、研修会等の開催、インターネットによる情報提供などの取組を実施することにより、本事業の成果を普及し他校との共有を図るよう、積極的な情報提供を行うものとする。

9 経費

- (1) 研究所は、予算の範囲内で、年度ごとに研究に必要な経費を都道府県教育委員会等からの請求に基づいて支出するものとする。
- (2) 委嘱金の支出の対象となる経費は、実施計画書に基づき研究所において決定するものとし、変更する場合はあらかじめ研究所に報告し、その指示を受けるものとする。ただし、各経費区分における金額の変更増減が20%以内の場合には、この限りでない。
- (3) 委嘱を受けた都道府県教育委員会等は、各年度終了後速やかに別途定める収支精算書を、都道府県・指定都市教育委員会及び国立大学法人学長においては直接、私立学校の設置者においては当該都道府県知事を経由して、研究所に提出するものとする。

10 その他

研究所は、必要に応じて、研究の実施状況及び経費の処理状況について実態調査を行う。